

処 分 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名：京都府風俗案内所の規制に関する条例
根 拠 条 項：第12条第2項
処 分 の 概 要：風俗営業者に対する指示
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律処分基準別紙1のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：条例第12条第2項は、「公安委員会は、風俗営業者又はその代理人等が当該営業に関し、第5条第1項の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第16条又は第21条の規定による条例の規定に違反するものとして、当該風俗営業者に対し、法第25条の規定により、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。」として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による手続により指示が行われることを規定している。